

# 青森県報

第一号

令和元年  
五月七日  
(火曜日)

## 目次

### 規 則

- 青森県褒賞規則の一部を改正する規則……………(総務学事課) ……一
- 青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……一

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二
- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……二

### 公 告

- 地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(下北地域) ……二

### 出先機関

- 青森県営農高等学校の学生募集……………(営農高等学校) ……三
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(三八地域) ……四
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 土地改良区の管理規程変更の認可……………(同) ……五
- 土地改良区の管理規程の認可……………(上北地域) ……六

## 規 則

青森県褒賞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第一号

#### 青森県褒賞規則の一部を改正する規則

青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「**五**」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二号

#### 青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

青森県屋外広告物条例施行規則(昭和五十一年五月青森県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五号様式の(その二)中



を

「」に「平成29年12月31日」を「令和2年12月31日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和元年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ハッピー調剤薬局青森松原店
所 在 地	青森市松原三丁目一三の二一
指 定 日	令和元年・五・一

青森県告示第二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	患畜	一	三戸郡田子町	平成三・四・三

公 告

地籍調査の成果の認証

五所川原市及びむつ市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和元年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
五所川原市	金木町喜良市相野山の一部	
むつ市	田名部	杉ノ木、頭梨子の一部、二又川目の一部

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年五月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 川畑建築
- 二 氏名 川畑満
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字内田四二の一五二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第六〇〇一三三三号
- 五 取消年月日 平成三十一年四月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業及び建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成三十年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

出 先 機 関

青森県営農大学校告示第二号

令和二年度青森県営農大学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大学校規則（昭和五十五年三月青森県規則第二十号）第七条第三項の規定により公示する。ただし、二次募集試験は一般募集試験（推薦選考を含む。）の合格者が定員に満たない場合のみ実施することとする。

令和元年五月七日

青森県営農大学校長 館 田 朋 彦

- 一 修業年限  
二年
- 二 募集人員

課程	定員
畑作園芸課程 果樹課程 畜産課程	五十名 (男女を問わない。)

三 受験資格等

- 推薦選考は、農業に従事又は従事しようとする者で、次の各号の全てに該当する者
  - 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は令和二年三月に卒業する見込みの者
  - 出身の高等学校長又は中等教育学校長の推薦を得た者
- 一般及び二次募集試験は、農業に従事又は従事しようとする者で、次のいずれかに該当する者
  - 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は令和二

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

年三月に卒業見込みの者

- 四 試験等の実施期日、場所及び試験科目
  - 前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認めた者

試験等	試験の期日等	試験の場所等	試験科目等
推薦選考	令和元年十一月一日 (金) 午前九時五十分	上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大学校	作文、面接
一般募集 試験	令和元年十二月十三日 (金) 午前十時	〃	筆記試験〔国語総合 (古典を除く)、数 学Ⅰ、作文〕、面接 (口述試験を含む)
二次募集 試験	令和二年二月十四日 (金) 午前十時	〃	〃

五 受験手続

試験等	出願書類	出願期間	出願先
推薦選考	一 入校願書(第一号様式、入校検定料分の青森県収入証紙及び写真貼付) 二 出身学校長の推薦書(第二号様式) 三 本校所定の受験票(写真貼付) 四 高等学校又は中等教育学校の調査書 五 本校所定の受験票送付用封筒(郵便切手貼付)	令和元年九月二十五日(水)から十月九日(水)午後五時 まで	(〒〇三九―二五九八) 上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大学校教 務研修課

六 合格者の発表  
1 発表期日等

二次募集 試験	〃	令和二年一月二十八日(火)から二月四日(火)まで	〃
一般募集 試験	一 入校願書(第一号様式、入校検定料分の青森県収入証紙及び写真貼付) 二 本校所定の受験票(写真貼付) 三 本校所定の受験票送付用封筒(郵便切手貼付) 四 令和二年三月に高等学校を卒業する見込みの者、又は平成三十一年三月に卒業した者にあつては、高等学校又は中等教育学校の調査書 五 前項に規定する以外の者にあつては、次に掲げる書類 イ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 ロ 最終出身学校の成績証明書 ハ 健康診断書	令和元年十一月五日(火)から十一月十九日(火)午後五時まで	〃

試験等	発表の期日
推薦選考	令和元年十一月十一日(月)
一般募集試験	令和元年十二月二十四日(火)
二次募集試験	令和二年二月二十五日(火)

2 青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第二十条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することができる(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること)。

- (一) 開示する個人情報、筆記試験のうち二科目の科目別得点及び二科目の合計得点とする。
- (二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
- (三) 開示場所は、青森県営農高等学校校務室とする。

七 その他

この募集について不明な点がある時は、青森県営農高等学校校務研修課(電話〇一七六一六二一三一二)に問い合わせること。

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、倉石土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年五月七日

三八地域県民局長 櫻庭 憲 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理 事	柏田 雅俊	三戸郡五戸町大字倉石又重字館町八七	平成 三・四・一就任

〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	理事	〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
森田	本田	志村	竹原	立花	太田	柳沢	竹洞	勝山	大沢	角浜	柏田	本田	尾形	志村	赤坂	藤村	窪田	高村	荒屋敷	小原	大沢	小田喜一郎	
廣志	幸徳	秀春	寛悦	正雄	力雄	利男	兼雄	謙一	稔	寛	雅俊	茂	実	秀春	浩保	利雄	耕蔵	修	進	修蔵	稔		
〃	一〃	一〃	〃	〃	〃	一〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〃	一〃	八〃	〃	〃	〃	四〃	一〃	〃	一〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	大字倉石又重字	大字倉石中市	大字倉石又重字	大字倉石中市	〃	〃	〃	大字倉石又重字	大字倉石中市	大字浅水字	〃	〃	大字倉石又重字	大字倉石中市	〃	大字倉石又重字	大字倉石又重字	大字倉石又重字	大字倉石中市	大字倉石又重字	大字倉石中市	〃	
字森田二二	水二九の	市三八の	太田九四	幸神一四	字太田六〇	字北向三四の	字山田一〇〇	古川代二六	中市九	豊川窪三九	字館町八七	字古川代二二	水三六の	中市三八の	字北向下モ一	森田二三	山田九一	幸神道前一	幸神道前一	太田三九の	中市九	字谷地中八の	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三・三三退任	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市川土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年五月七日

三八地域県民局長 櫻庭 憲司

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、島守土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年五月七日

三八地域県民局長 櫻庭 憲司

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、馬淵川土地改良区の根岸頭首工管理規程の変更を平成三十一年四月十六日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和元年五月七日

三八地域県民局長 櫻庭 憲司

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正な取水位によりかんがい取水を行い、毎年五月十六日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこ

これらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡、情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出してその内容を報告しなければならない。

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、大浦土地改良区の地張水門管理規程を平成三十一年四月十六日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和元年五月七日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

水門管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十日から九月十日までのかんがい期間にあつては、水門から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

水門管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

水門管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、水門の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、水門の水位及び水門地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

水門管理責任者は、水門管理日誌を備え、当該水門の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭